

33—06 P U D T

口頭審理における録音装置などの使用

1. 審判長は、必要があると認めるときは、申立てにより、又は職権をもって録音装置を使用して、口頭審理（証拠調べを含む）における陳述の全部又は一部を録音させることができる（特施規 § 53、実施規 § 23⑫、意施規 § 19⑧、商施規 § 22⑥、民訴規 § 76、刑訴規 § 40）。
2. 当事者が録音装置を使用して口頭審理（証拠調べを含む）における陳述の全部又は一部を録音しようとするときは、審判長の許可を受けなければならない。なお、相手方の承諾書を添付した使用許可申請書を審判長に差し出すことが望ましい（特施規 § 53、§ 54、実施規 § 23⑫、意施規 § 19⑧、商施規 § 22⑥、民訴規 § 76、§ 77、刑訴規 § 215）。
3. 前項の使用許可申請書を差し出す余裕のないときには、使用前に、なるべくは開廷前に審判長に対し、その旨を口頭で申請しても良い。このとき、審判長は相手方（証人調べの場合は相手方のほか証人本人）の意向も確かめた上で、その採否を決定するとともに、必要に応じて審判書記官に命じて証拠調べ調書にその経過を記載させる。
4. 当事者又は参加人は、証拠調べ（証人尋問）の証人等の陳述の録音テープにつき、申請により交付を受けることができる。また、審決の謄本が送達されるまでに「証人等の陳述を記載した書面」を作成することを申し出ることができる。

(改訂 H27. 2)